

## お知らせ

8月は北方領土返還要求  
運動強調月間

歯舞群島、色丹島、国  
後島、択捉島の北方四島  
は、領土問題が未解決の  
まま70年が経過しました。

一日も早い返還の実現  
に向け、北方領土返還要  
求運動強調月間の8月1  
日（土）から8月31日  
(月)まで、役場1階ロ  
ビーに北方領土返還署名  
コーナーを設置します。

役場開庁時にご利用くだ  
さい。  
署名を通じて北方領土  
の返還の実現に向け、ご  
協力をお願いします。  
なお、署名は請願書と  
して北海道を通じて、衆  
議院及び参議院に提出さ  
れます。



『北海道水資源の保全に  
関する条例』に基づく事  
前届出について

この条例は、水資源の  
保全に関する施策を総合  
的に推進し、本道の豊か  
な水資源がもたらす恩恵  
を現在と将来の世代が享  
受できるよう、道民の総  
意として制定したもので  
あり、水資源保全地域に  
指定された区域内で土地  
取引行為を行う場合は、  
土地の権利者は、契約締  
結の3か月前までに知事  
へ届出が必要です。

### 運転免許証更新時講習 (8月6日から9月7日まで)

名寄文化センター会場

#### ■違反運転者講習(2時間)

8月6日(木)午後2時  
9月3日(木)午後7時

#### ■一般運転者講習(1時間)

8月6日(木)午後5時30分  
8月13日(木)午後2時

#### ■優良運転者講習(30分)

8月6日(木)午後7時  
8月13日(木)午後1時  
9月3日(木)午後6時

下川交通防犯センター会場

#### ■優良運転者講習(30分)

9月7日(月)午後1時

届出先は、土地の所在  
する北海道総合振興局・

北海道総合政策部政策局  
土地水対策課水資源保全係  
☎ 011-204-15178

### ■お問い合わせ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen.htm>

また、指定地域は、地  
域を管轄する道総合振興  
局・振興局、又は北海道  
のホームページで確認で  
きます。

### 【届出先】

- 各総合振興局・振興局  
地域創生部地域政策課

又は、

- 権限移譲市町村  
稚内市、北斗市、  
俱知安町、上富良野町、  
下川町、枝幸町、  
厚真町、むかわ町

北海道又は  
権限移譲市町村

①売買前に届出  
(3か月前)

②水資源保全指針  
等に沿って助言

土地所有者  
(売主)

水資源保全地域

買  
主

③助言内容を  
伝達